

第78回

定時株主総会招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

日時

2020年6月19日（金曜日）午前10時

（受付開始時刻：午前9時）

場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン4階「桜」の間

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、2020年6月18日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

目次

■ 第78回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件	
（提供書面）	
■ 事業報告	11
■ 連結計算書類	30
■ 計算書類	43
■ 監査報告書	52

株 主 各 位

埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢283番地1

株式会社 T & K T O K A

代表取締役社長 増 田 至 克

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述の「議決権行使についてのご案内」に従って2020年6月18日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 4階 「桜」の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第78期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

以上

新型コロナウイルスに対する当社の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主様の安全確保のため、株主様には可能な限り書面またはインターネットにより議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、本株主総会へご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において講じる感染防止措置の詳細につきましては、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tk-toka.co.jp>）

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任した株主様の署名または記名押印のある委任状等代理権を証明する書類を会場受付へご提出ください。
 3. 本株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（アドレス <https://www.tk-toka.co.jp>）

議決権行使についてのご案内

当社では、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット）により議決権をご行使いただくことができますので、ご案内申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面または電磁的方法による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

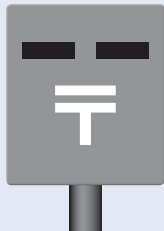


株主総会への出席による議決権の行使

株主総会日時 2020年6月19日（金曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

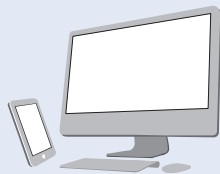
議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任した株主様の署名または記名押印のある委任状等代理権を証明する書類を会場受付へご提出ください。



書面（議決権行使書用紙）による議決権の行使

行使期限 2020年6月18日（木曜日）午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期間に到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権の行使

行使期限 2020年6月18日（木曜日）午後5時まで

インターネットによる議決権の行使の詳細につきましては次頁をご参照ください。



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は2020年6月18日（木曜日）午後5時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2. に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9:00～21:00）

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、配当につきましては長期的・安定的な配当を維持し、業績に応じた利益還元をしていくことを基本方針とし、連結配当性向30%以上を実施していく予定としております。

今後の事業展開等を勘案して当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は399,590,695円となります。なお、2019年12月に中間配当として1株につき金17円をお支払いしておりますので、通期では1株につき金34円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日といたしたいと存じます。

2. 剰余金処分に関する事項

株主の皆様に対する長期的・安定的な配当のため、別途積立金の一部を取崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 6,232,500,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 6,232,500,000円

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

【候補者一覧】

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会出席状況
1 再任	ますだ よしかつ 増田 至克	代表取締役社長	100% (15回/15回)
2 再任	よしむら あきら 吉村 彰	常務取締役	100% (15回/15回)
3 再任	ほうじょう みのる 北條 実	常務取締役	100% (15回/15回)
4 再任	くりもと りゅういち 栗本 隆一	取締役	100% (15回/15回)
5 再任	なかま かずひこ 中間 和彦	取締役	100% (15回/15回)
6 再任 社外	いそがい こうた 磯貝 厚太	取締役	100% (11回/11回)

(注) 取締役磯貝厚太氏は、2019年6月20日開催の株主総会で選任された為、取締役会開催回数が他の取締役とは異なります。

候補者
番号

1

ます だ よし かつ
増 田 至 克

再任

生年月日

1968年11月26日生

取締役会への出席回数

15回/15回

所有する当社の株式数

604,270株

略歴、当社における地位、担当

1996年 3月 当社入社
2004年 4月 管理本部本部長
2004年 6月 取締役管理本部本部長
2006年 6月 常務取締役管理本部本部長兼品質保証室室長
2007年 6月 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

増田至克氏は、長年にわたり当社及びグループ会社の経営に携わるとともに、当社グループの事業拡大や、今後の成長に必要な基盤整備を進めるなど、豊富な経験と実績を有しています。2007年6月より代表取締役社長として当社の経営を担っており、引き続き、知見を活かし取締役会の意思決定、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

2

よし むら あきら
吉 村 彰

再任

生年月日

1955年7月13日生

取締役会への出席回数

15回/15回

所有する当社の株式数

6,100株

略歴、当社における地位、担当

1978年 3月 当社入社
2003年 7月 生産本部生産部部长
2007年 6月 取締役生産部部长
2009年 6月 取締役生産部部长
2014年 6月 常務取締役生産本部本部長（現任）

重要な兼職の状況

2009年 6月 ミヨシ産業株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

吉村彰氏は、入社以来、長年にわたり研究開発及び製造関連業務に携わり、チマニートオカ株式会社取締役を務め、当社取締役就任の後は生産本部長として当社グループの企業価値の向上に貢献しております。引き続き、豊富な職務経験を活かし取締役会の意思決定、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といいたしました。

候補者
番号
3

ほう じょう みのる
北 條 実
再任

生年月日

1955年4月9日生

取締役会への出席回数

15回／15回

所有する当社の株式数

5,500株

略歴、当社における地位、担当

1997年 1月 当社入社
2001年 7月 財務部部长
2007年 6月 取締役財務部部长
2013年 6月 取締役管理本部本部长兼財務部部长
2014年 6月 常務取締役管理本部本部长兼財務部部长（現任）

取締役候補者とした理由

北條実氏は、入社以来、長年にわたり経理・財務等の業務や経営に携わり、取締役就任の後は財務・総務・ITを管掌する管理本部長として当社グループの活動基盤を支え、企業価値の向上に貢献しております。引き続き、豊富な職務経験を活かし取締役会の意思決定、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者
番号
4

くり もと りゅう いち
栗 本 隆 一
再任

生年月日

1964年3月20日生

取締役会への出席回数

15回／15回

所有する当社の株式数

7,234株

略歴、当社における地位、担当

1987年 4月 当社入社
2007年 4月 東京支店支店長
2010年 7月 東華油墨国際（香港）有限公司総経理
2014年 6月 取締役営業本部本部長
2017年 4月 取締役営業本部本部長兼営業二部部长（現任）

重要な兼職の状況

2016年 5月 東華油墨国際（香港）有限公司董事長

取締役候補者とした理由

栗本隆一氏は、入社以来、長年にわたり営業業務に携わり、東京支店長、東華油墨国際（香港）有限公司総経理を務め、当社取締役就任の後は営業本部長として企業価値の向上に貢献しております。引き続き、豊富な職務経験を活かし取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

なか ま かず ひこ
中 間 和 彦

再任

生年月日

1967年2月14日生

取締役会への出席回数

15回/15回

所有する当社の株式数

8,910株

略歴、当社における地位、担当

1989年4月 当社入社

2007年1月 杭華油墨化学有限公司(現 杭華油墨股份有限公司) 技術総監

2011年4月 技術本部研究第一グループチーフリーダー

2015年6月 取締役技術本部研究第一グループチーフリーダー

2017年6月 取締役技術本部本部長兼研究第一グループチーフリーダー

2018年4月 取締役技術本部本部長(現任)

取締役候補者とした理由

中間和彦氏は、入社以来、長年にわたり研究開発業務に携わり、杭華油墨化学有限公司(現 杭華油墨股份有限公司) 技術総監、技術本部グループリーダーを務め、取締役就任の後も技術本部長として企業価値の向上に貢献しております。引き続き、豊富な職務経験を活かし取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

いそ がい こう た
磯 貝 厚 太

再任

社外

生年月日

1982年4月1日生

取締役会への出席回数

11回/11回

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

(本総会終結時)

1年

略歴、当社における地位、担当

2005年10月 デロイト&トウシュLLP(米国) 入所(2009年8月退職)

2009年11月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社(現 PwC

アドバイザリー合同会社) 入社(2013年8月退職)

2015年7月 ダルトン・インベストメンツ・グループ入社

2017年4月 ダルトン・アドバイザリー株式会社 Vice President(現任)

2019年6月 当社取締役(現任)

重要な兼職の状況

2017年4月 ダルトン・アドバイザリー株式会社 Vice President

社外取締役候補者とした理由

磯貝厚太氏は、当社株主である投資顧問会社のダルトン・インベストメンツLLC(米カリフォルニア)の子会社であるダルトン・アドバイザリー株式会社に勤務しております。引き続き、当社株主として企業価値向上の利益を共有するダルトン・インベストメンツ・グループから社外取締役を受け入れることにより、当社のコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化が期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 磯貝厚太氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役磯貝厚太氏と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、上記の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 監査等委員会の取締役候補者の選任についての意見の概要は以下のとおりであります。
- 監査等委員会は、各取締役候補者について、当事業年度における業務執行状況及び業績、あるいは見識、経験、能力等の観点から当社の取締役として適任であると判断いたしました。

以上

【取締役の選任に関する方針と手続】

当社は、取締役候補の選任を行うに当たっては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、当社の取締役として相応しい優れた人格、識見、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を指名しております。

社外取締役を委員長とした指名諮問委員会において公正、透明かつ厳格な審査及び勧告を経た上で、取締役会で決定しております。

【独立役員選任基準】

1. 当社の一般株主との間に利益相反を生じるおそれのない独立役員であるためには、以下のいずれにも該当する者でなければならない。
 - (1) 過去3年間に於いて、当社グループ（当社及び当社の関係会社をいう、以下同じ）の業務執行者等（取締役、監査役又は従業員をいう、以下同じ）でないこと
 - (2) 過去3年間に於いて、近親者（配偶者、2親等以内の親族若しくは同居の親族）が当社グループの業務執行者等でないこと
 - (3) 過去3年間に於いて、当社の大株主（総議決権の10%以上の株式を保有する者）又はその業務執行者等でないこと
 - (4) 過去3年間に於いて、当社グループの主要な取引先（当社グループとの取引において、支払額又は受取額が当社グループ又は取引先グループの連結売上高の2%以上を占めている企業）の業務執行者等でないこと
 - (5) 過去3年間に於いて、当社グループの会計監査人の社員等でないこと
 - (6) 過去3年間に於いて、当社グループから役員報酬以外に、専門的な助言やサービスなどに対して年間あたり1,000万円を超える金銭その他財産上の利益を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他コンサルタント等専門的サービスを提供している者でないこと
 - (7) 過去3年間に於いて、当社グループとの間で、取締役、執行役又は執行役員を相互に派遣していないこと
 - (8) 過去3年間に於いて、当社グループから年間あたり1,000万円以上の寄付、融資、債務保証を受けていないこと
 - (9) 過去3年間に於いて、当社の連結総資産の5%を超える借入先及びその関係会社の取締役、執行役、執行役員等重要な業務執行者等でないこと
 - (10) その他重要な利害関係が当社グループとの間で存在しないこと
2. 当社において、現在独立役員の地位にある者が、独立役員として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要する。

(提供書面)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経済環境は、わが国経済は政府や日本銀行の各種政策の効果により景気は緩やかな回復基調で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にあります。アジア地域につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、中国では経済活動の大幅な縮小が生じており、足下で景気は減速しております。また、その他アジア地域については、経済活動が抑制されており、景気が下押しされております。

印刷インキの需要先であります印刷業界におきましては、先進国市場ではIT化の進展により紙媒体需要の減少が継続しており、出版印刷は依然として減少傾向にあります。商業印刷は横這いで推移しております。パッケージ印刷については全体的に堅調に推移しており、環境対応に関連する需要の増加は続いております。

特殊UVインキに関連する液晶ディスプレイ市場におきましては、パネルの数量的な伸長はみられたものの、需要を超える過剰供給が市場価格の大幅な低下を引き起こし、関連材料に対しても価格重視の要求が一段と強まりました。

このような経営環境の中で、当社の経営理念でありますT & K (Technology and Kindness=技術と真心)の精神に則り、ユーザーニーズに耳を傾け、ユーザーの真に役立つ製品の開発・供給に注力し、よりきめ細かいサービスに努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、紙媒体のデジタルシフト化による印刷市場の縮小が進み他社との競合が激化し平版インキ及び特殊UVインキの販売が減少したことにより、482億17百万円(前年同期比2.9%減)となりました。利益面におきましては、販売費及び一般管理費が減少しましたが、中国の環境規制強化による化学品の供給量減少等の影響による原材料価格の高止まりにより、営業利益は5億46百万円(前年同期比48.3%増)となりました。経常利益は、持分法による投資利益6億95百万円を計上したことにより、12億93百万円(前年同期比18.1%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、関係会社株式売却益67百万円、固定資産除却損2百万円、減損損失8億31百万円、法人税等3億49百万円を計上したことにより、1億58百万円(前年同期比74.8%減)となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
48,217百万円 前年同期比2.9%減	546百万円 前年同期比48.3%増	1,293百万円 前年同期比18.1%増	158百万円 前年同期比74.8%減

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、セグメント別の売上高及び営業利益はセグメント間の内部取引消去前の金額によっております。

(ア) 印刷インキ

売上高は482億10百万円（前年同期比2.9%減）、営業利益は5億31百万円（前年同期比50.9%増）となりました。

(イ) その他

売上高は43百万円（前年同期比14.1%減）、営業利益は6百万円（前年同期比17.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、33億4百万円でした。その主なものは、埼玉工場生産設備4億円及び浙江迪克東華精細化工有限公司の工場建設等13億98百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円の貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当期末において、当該契約に基づく実行残高は31億円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

当連結会計年度ならびに過去3期の財産及び損益の状況の推移は、次のとおりであります。

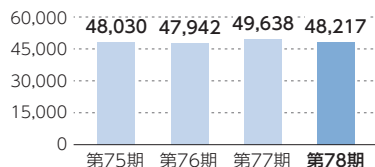
① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第75期 (2017年3月期)	第76期 (2018年3月期)	第77期 (2019年3月期)	第78期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	48,030	47,942	49,638	48,217
営業利益 (百万円)	2,427	1,911	368	546
経常利益 (百万円)	3,175	2,659	1,095	1,293
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,203	2,047	627	158
1株当たり当期純利益 (円)	132.60	87.16	26.71	6.74
総資産 (百万円)	60,021	66,987	65,888	67,950
純資産 (百万円)	43,227	45,420	44,293	42,957

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。
 2. 第75期の親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益10億80百万円を計上したことにより増益となっております。
 3. 第76期の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に固定資産売却益10億80百万円を計上したことにより減益となっております。
 4. 第77期の親会社株主に帰属する当期純利益は、中国の環境規制強化による化学品の供給量減少等の影響で原材料価格が上昇したこと等により減益となっております。
 5. 第78期の親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失8億31百万円を計上したことにより減益となっております。

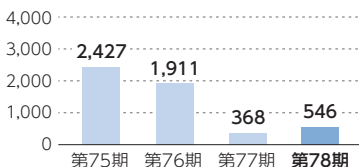
売上高

(単位：百万円)



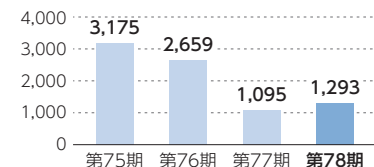
営業利益

(単位：百万円)



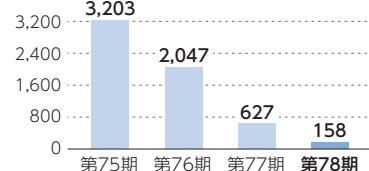
経常利益

(単位：百万円)



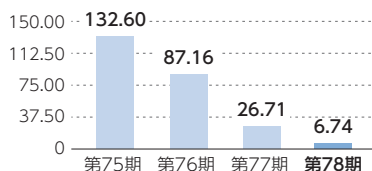
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



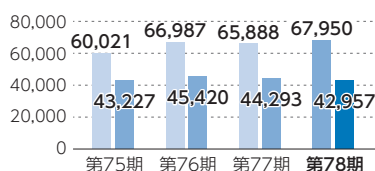
1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産／純資産

(単位：百万円)

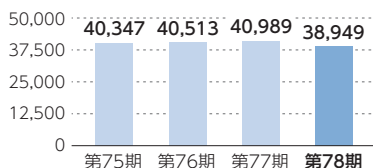


② 当社の財産及び損益の状況

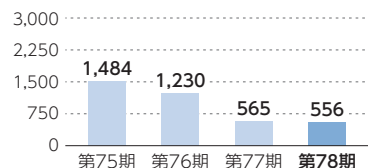
区 分	第75期 (2017年3月期)	第76期 (2018年3月期)	第77期 (2019年3月期)	第78期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	40,347	40,513	40,989	38,949
営業利益 (百万円)	1,484	1,230	565	556
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	1,887	1,743	877	△386
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	2,222	1,354	642	△925
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失 (△) (円)	91.98	57.67	27.33	△39.37
総資産 (百万円)	48,051	51,871	52,055	53,718
純資産 (百万円)	33,895	34,609	34,123	32,170

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。
 2. 第75期の当期純利益は、前事業年度より販売費及び一般管理費が1億94百万円増加したこと、受取利息及び受取配当金が3億2百万円減少したものの、固定資産売却益10億75百万円を計上したことにより増益となっております。
 3. 第76期の当期純利益は、前事業年度に固定資産売却益10億75百万円を計上したことにより減益となっております。
 4. 第77期の当期純利益は、中国の環境規制強化による化学品の供給量減少等の影響で原材料価格が上昇したこと等により減益となっております。
 5. 第78期の当期純損失は、前事業年度より受取利息及び配当金が5億29百万円増加したこと、関係会社株式売却益2億39百万円を計上したものの、貸倒引当金繰入額16億26百万円、関係会社株式評価損5億10百万円を計上したことにより増益となっております。

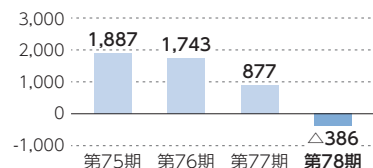
売上高 (単位: 百万円)



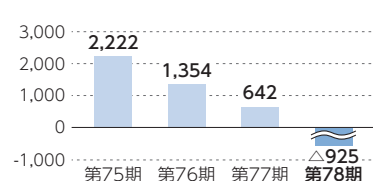
営業利益 (単位: 百万円)



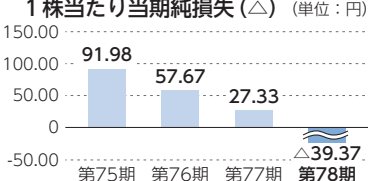
経常利益又は経常損失 (△) (単位: 百万円)



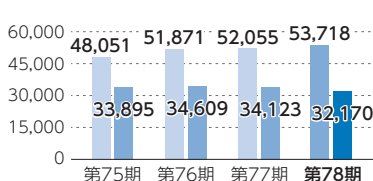
当期純利益又は当期純損失 (△) (単位: 百万円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (単位: 円)



総資産／純資産 (単位: 百万円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ミヨシ産業株式会社	30百万円	100.0%	産業廃棄物処理
東北東華色素株式会社	40百万円	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
株式会社北陸印刷資材センター	10百万円	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
東華油墨国際（香港）有限公司	61百万香港ドル	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
韓国特殊インキ工業株式会社	1,132百万ウォン	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
株式会社チマニートオカ	112,968百万ルピア	72.6%	各種印刷用インキの製造販売
トオカ（タイランド）株式会社	2百万バーツ	49.0%	各種印刷用インキの製造販売
Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.	195千ユーロ	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
Van Son Holland Ink Corporation of America	0千米ドル	－% (100.0%)	各種印刷用インキの製造販売
浙江迪克東華精細化工有限公司	134百万元	100.0%	ファインケミカル製品の製造 販売
T&K TOKA U.S.A., INC.	3,200千米ドル	100.0%	各種印刷用インキの販売
Midwest Ink Co.	50千米ドル	－% (100.0%)	各種印刷用インキの製造販売

(注) ()内の数字は、間接所有持分であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2021年3月期を最終年度とする中期経営計画「With You toward 2020」を策定しております。

当社グループを取り巻く事業環境は、“情報媒体印刷の縮小”、“成熟国市場の縮小”、“巨大メーカーの寡占化”、“普及品の低価格化”等の変化の只中にあります。

これらに対し、“欧米市場への本格進出”、“付加価値品への注力”、“規模拡大スピードアップ”、“部門/グループ総力化と効率化”で対応するというのがこの中期経営計画の内容となります。

中期経営計画最終年度となる2021年3月期は、売上高の計画値達成は困難な状況であるものの、当連結会計年度に引き続き、グローバル展開の加速、付加価値訴求の強力推進ならびにコスト削減・効率化の追求を継続して推進し、次期中期経営計画に繋がる改革を着実に実施してまいります。

グローバル展開の加速のうち、ヨーロッパ地域では株式会社T & K TOKAとRoyal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.の統合された商流を活用し、新設計省電力UVインキのプロモーションの強化をおこないます。また、Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.における枚葉インキの品質管理水準の引き上げと増産を進め、Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.の売上高・生産量・収益性の向上を更に強力に推進いたします。北米地域ではT&K TOKA U.S.A., INC.が中心となりVan Son Holland Ink Corporation of America、Midwest Ink Co.による省電力UVインキの拡販を中心とする成長戦略を進めてまいります。その他のエリアとしてASEAN・南インドでは販売体制を再編することにより株式会社T & K TOKAのエリア統括機能を強化し、既存事業の収益基盤拡充を継続的に進めてまいります。

日本における付加価値品への注力につきましては、技術並びに営業部門リソースの省電力UVインキと“キレイナ”への重点的な投入と、組織効率を向上させ印刷インキ事業の運営管理体制の強化を行ってまいります。

コスト削減・効率化の追求につきましては、前期に引き続き生産・技術部門が一体となったトータルコストダウンを進めるほか、赤字製品群の削減を継続的に行ってまいります。

研究開発につきましては、前期に引き続き国内外の大学および研究機関との共同開発を進め、新素材開発の取り組みを加速させます。また、原材料産地として中国への依存度が高い状態の改善については、他産地原材料の採用検討を進め安定供給の確保を図ります。生産体制の強化につきましては、浙江迪克東華精細化工の新工場稼働開始を着実に行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの事業セグメントは次のとおりであります。

1) 印刷インキ

印刷インキ（オフセットインキ・グラビアインキ等）、印刷機及び印刷関連機材（ブランケット等）、合成樹脂、ファインケミカル製品等の販売を行っております。

2) その他

各種産業廃棄物の焼却処理及び生命・損害保険代理業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社：埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢283番地 1
事 業 所：滋賀事業所 (滋賀県草津市)
支 店：千葉支店 (千葉県野田市) ・名古屋支店 (愛知県小牧市)
京滋支店 (滋賀県草津市) ・大阪支店 (大阪府東大阪市)
兵庫支店 (兵庫県明石市) ・広島支店 (広島県広島市)
福岡支店 (福岡県糟屋郡)

② 子会社

ミヨシ産業株式会社 : 埼玉県入間郡
東北東華色素株式会社 : 宮城県仙台市
株式会社北陸印刷資材センター : 石川県金沢市
株式会社チマニートオカ : インドネシア共和国西部ジャワ州ボゴール県
東華油墨国際 (香港) 有限公司 : 中華人民共和国香港
韓国特殊インキ工業株式会社 : 大韓民国仁川広域市
トオカ (タイランド) 株式会社 : タイ王国サムットプラカーン県
Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V. : オランダ王国ヒルフェルスム
Van Son Holland Ink Corporation of America : アメリカ合衆国ニューヨーク州
浙江迪克東華精細化工有限公司 : 中華人民共和国浙江省嘉興市
T&K TOKA U.S.A., INC. : アメリカ合衆国イリノイ州
Midwest Ink Co. : アメリカ合衆国イリノイ州

(7) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,297名（58名）	1,293名（61名）

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
739名（47名）	13名減（増減無し）	38.4歳	14.3年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほフィナンシャルグループ	9,157百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	60,000,000株
② 発行済株式の総数	25,055,440株
③ 株主数	8,163名
④ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	持 株 数	持株比率
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	1,468千株	6.25%
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オールセクター サブポートフォリオ)	1,322千株	5.62%
有限会社コウシビ	1,051千株	4.47%
株式会社みずほ銀行	988千株	4.20%
T & K TOKA社員持株会	957千株	4.08%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	895千株	3.81%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505303	842千株	3.58%
明治安田生命保険相互会社	756千株	3.22%
上田 美香子	750千株	3.19%
増田 安土	741千株	3.16%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,550,105株所有していますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社みずほ銀行の株式数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式987千株を含んでおります。なお、株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。
4. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数は、信託業務に係る株式数であります。

(2) 新株予約権等の状況

① 新株予約権の数と概要

発行回次 (発行決議の日)	新株予約権 の 数	目的となる株式 の 種類及び数	発行価額	権利行使価額	権利行使期間
第1回新株予約権 (2013年6月21日)	146個	普通株式 29,200株(注)	175,800円	1円/株	2013年7月9日から 2043年7月8日まで
第2回新株予約権 (2014年6月20日)	181個	普通株式 36,200株(注)	175,800円	1円/株	2014年7月9日から 2044年7月8日まで
第3回新株予約権 (2015年6月19日)	181個	普通株式 36,200株(注)	182,000円	1円/株	2015年7月8日から 2045年7月7日まで
第4回新株予約権 (2016年6月17日)	181個	普通株式 36,200株(注)	110,800円	1円/株	2016年7月6日から 2046年7月5日まで
第5回新株予約権 (2017年6月22日)	154個	普通株式 30,800株	182,000円	1円/株	2017年7月11日から 2047年7月10日まで
第6回新株予約権 (2018年6月21日)	154個	普通株式 30,800株	177,200円	1円/株	2018年7月11日から 2048年7月10日まで
第7回新株予約権 (2019年6月20日)	154個	普通株式 30,800株	126,000円	1円/株	2019年7月10日から 2049年7月9日まで

(注) 当社は2016年1月1日付で1株を2株に株式分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

② 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2020年3月31日現在)

発行回次 (発行決議の日)	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)		
	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
第1回新株予約権 (2013年6月21日)	100個 (注1)	20,000株 (注2)	3名
第2回新株予約権 (2014年6月20日)	135個 (注1)	27,000株 (注2)	4名
第3回新株予約権 (2015年6月19日)	154個 (注1)	30,800株 (注2)	5名
第4回新株予約権 (2016年6月17日)	154個 (注1)	30,800株	5名
第5回新株予約権 (2017年6月22日)	154個 (注1)	30,800株	5名
第6回新株予約権 (2018年6月21日)	154個 (注1)	30,800株	5名
第7回新株予約権 (2019年6月20日)	154個 (注1)	30,800株	5名

(注) 1. 取締役に交付された時点における総数を記載しております。

2. 当社は2016年1月1日付で1株を2株に株式分割しております。これにより、新株予約権の目的である株式の数を調整しております。

③ 当事業年度に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	増 田 至 克	
常務取締役	吉 村 彰	生産本部本部長 ミヨシ産業株式会社代表取締役社長
常務取締役	北 條 実	管理本部本部長兼財務部部长
取締役	栗 本 隆 一	営業本部本部長兼営業二部部长 東華油墨国際(香港)有限公司董事長
取締役	中 間 和 彦	技術本部本部長
取締役	磯 貝 厚 太	ダルトン・アドバイザー株式会社 Vice President
取締役 (監査等委員)	木 田 卓 寿	池袋総合法律事務所代表弁護士
取締役 (監査等委員)	大 高 健 司	
取締役 (監査等委員)	野 口 郷 司	
取締役 (監査等委員)	英 公 一	損害保険契約者保護機構監事 英公認会計士事務所公認会計士

- (注) 1. 取締役磯貝厚太氏、木田卓寿氏、大高健司氏、野口郷司氏及び英公一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役野口郷司氏は、金融機関において、金融業務経験をもたれており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役木田卓寿氏、大高健司氏、野口郷司氏及び英公一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、取締役磯貝厚太氏、木田卓寿氏、大高健司氏、野口郷司氏及び英公一氏と会社法第427条第1項及び当社定款第28条第2項の規定により、損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 常勤で監査を行う者の選定の有無及びその理由
当社は、監査等委員会設置会社へ移行後、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、その理由は次のとおりです。
当社は、監査等委員会設置会社として、内部監査室を中心とする内部統制システムを所管する部門及びその他の部門の協力を得て監査等を行う体制が整備されているためです。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
久村 泰弘	2019年6月20日	任期満了	社外取締役（監査等委員）

③ 取締役の報酬等の総額

【取締役の報酬等の額の決定に関する方針と手続き】

取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、社外取締役を委員長とした報酬諮問委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、取締役会において決定しております。

取締役の報酬は、株主の長期的利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切・公正かつバランスのとれたものとしております。

なお、社外取締役については、基本報酬のみとしております。

(イ) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役（監査等委員でない） （うち社外取締役）	6名 （1名）	155百万円 （2百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （5名）	23百万円 （23百万円）
合計 （うち社外取締役）	11名 （6名）	179百万円 （26百万円）

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第75回定時株主総会において、年額300百万円以内（内、社外取締役年額30百万円以内）と決議いただいております。ただし、この限度額に使用人分給与は含まれません。
 3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第75回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額が、以下のとおり含まれております。
- ・ 取締役（監査等委員でない） 5名 21百万円（うち社外取締役 1名 1百万円）

(ロ) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

- (イ) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役磯貝厚太氏は、当社株主であるダルトン・インベストメンツLLCの子会社であるダルトン・アドバイザリー株式会社に勤務しております。なお、当社とダルトン・アドバイザリー株式会社との間にはその他の特別の関係はありません。
- (ロ) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ハ) 当事業年度における主な活動状況
・取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会			監査等委員会		
	開催回数	出席回数	出席率	開催回数	出席回数	出席率
取締役 磯貝厚太	11回	11回	100%	－	－	－
取締役（監査等委員）木田卓寿	15回	15回	100%	17回	17回	100%
取締役（監査等委員）大高健司	15回	15回	100%	17回	17回	100%
取締役（監査等委員）野口郷司	15回	15回	100%	17回	17回	100%
取締役（監査等委員）英公一	10回	10回	100%	11回	11回	100%

- (注) 1. 取締役磯貝厚太氏は、2019年6月20日に開催された株主総会にて選任され、就任した為、他の取締役と取締役会開催回数が異なります。
2. 取締役英公一氏は、2019年6月20日に開催された株主総会にて選任され、2020年7月1日に就任した為、他の取締役と取締役会、監査等委員会開催回数がそれぞれ異なります。

・取締役会及び監査等委員会における発言状況

取締役磯貝厚太氏は、株主としての観点から、取締役会において適宜企業価値向上に資する発言を行っております。

取締役木田卓寿氏は、取締役会において主に弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

取締役大高健司氏は、取締役会において企業経営に関する豊富な経験・知見により当社経営全般にわたり意見を述べるなど、種々の発言を行っております。

取締役野口郷司氏は、取締役会において金融分野及び企業経営者としての豊富な経験と知識により当社経営全般にわたり意見を述べるなど適宜必要な発言を行っております。

取締役英公一氏は、公認会計士として企業会計等に関する専門的知識と豊富な経験により適宜必要な発言を行っております。

また、取締役木田卓寿氏、大高健司氏、野口郷司氏及び英公一氏は監査等委員会においても、発言を都度行い、適正な意見の表明をしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の一部の連結子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。

- ③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由
 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬等の前提となる見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、同意いたしました。
- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。
 また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。
- ⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
 該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンスポリシー（企業行動憲章）を定め、それを全ての取締役および使用人に周知徹底します。
 - ② 当社は、コンプライアンス担当取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、当委員会がコンプライアンス基本規程を取締役および使用人に周知徹底させ、法令等を遵守することを確保する体制を整備します。また、定期的にコンプライアンスプログラムを策定し、それを実施します。
 - ③ 当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 当社は、文書管理規程の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行うとともに、必要に応じて、規程の見直し等を行います。
 - ② 取締役または内部監査室が情報を求めたときは、担当部署は、速やかにその情報を提供します。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行います。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告します。
 - ② 当社は、リスク管理担当取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置し、当委員会がリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行います。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況等を監督します。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務の執行は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、各々の責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定めます。
 - ③ 業務の運営については、毎期年頭に部門毎に業績目標を含む数値目標の設定を行い、四半期毎に目標達成度をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保します。

5. 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① グループコンプライアンスポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
 - ② 社内規程「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ会社を管理・指導する組織を設置し、毎月、各当社グループ会社から実績報告書を受領するとともに、当社グループ会社間の相互理解と協調を図る観点からグループ会議を実施します。
 - ③ 当社グループ会社の事業特性に応じ、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益・大規模災害等の主なリスクに対応するための社内規程を当社グループ会社が整備することを推進し、当社グループ会社におけるリスクマネジメント体制を構築します。
 - ④ 当社の内部監査部門は、「関係会社管理規程」等に基づき、当社および当社グループ会社の監査を行い、報告します。また、内部統制部門による財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価などにより、業務の適正を検証します。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ① 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人（監査等委員会スタッフ）を置くことを求めた場合、必要なスタッフを配置します。
 - ② 監査等委員会は、監査等委員会スタッフに対し、監査業務に必要な事項を命令することができます。
 - ③ 内部監査室は監査等委員会との協議により監査等委員会の要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告します。

7. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
 - ① 監査等委員会スタッフの任命、評価、異動、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、また、監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとし、
 - ② 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室職員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）、内部監査室長等の指揮命令を受けません。

8. 当社および当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ① 当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告します。
 - ② 当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等は、前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができます。

- ③ 当社の監査等委員会がその職務の執行に必要なものとして報告を求めた事項については、当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）または当該部署が速やかに監査等委員会に報告します。また、監査等委員会は、監査に必要な各種重要会議に出席し、また稟議書等の重要な情報の閲覧を行うこととします。
 - ④ 当社の監査等委員会への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社グループ会社において徹底します。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人の監査等委員会に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めます。
 - ② 当社は、監査等委員会と代表取締役社長、業務執行取締役、重要な使用人、会計監査人との不定期的な意見交換会を開催すること、また、内部監査室との緊密な連携を行うことにより、監査等委員会監査の実効性が高まるように努めます。
 - ③ 当社は、監査等委員が監査等委員会の職務執行によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに支払います。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス担当役員を責任者とするコンプライアンス委員会を当該事業年度において3回開催し、コンプライアンス体制の構築及び見直しを行っているほか、「内部通報規程」により社内外に相談・通報窓口を設置した内部通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

また、役職員に対するコンプライアンスに関する意識向上のため、当該事業年度に社内研修を実施するなど、社内教育を定期的実施しております。

② 損失の危険の管理に関する取組み

当社は、「リスク管理基本規程」に基づき、リスク管理担当役員を責任者とするリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、当該事業年度において13回開催し、当社グループ全体の観点から経営に重大な影響を及ぼすリスクを抽出し、対応の検討等の協議を行っております。

③ 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取組み

当社の取締役会は、社外取締役1名及び監査等委員である社外取締役4名を含む取締役10名で構成されております。取締役会は、毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及び監督を有効に行っております。

また、毎期年頭に部門毎に業績目標を含む数値目標の設定に対し、四半期毎に目標達成度を評価し、結果のフィードバックを行い、業務の効率性を確保しています。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

「関係会社管理規程」に基づき、定められた重要事項について協議・報告を行う体制をとっており、当社グループ会社から必要な協議・報告を受けております。

⑤ 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取組み

監査等委員は、取締役会に出席し、取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について報告を受けております。また、取締役会のほか重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、内部統制部門からの聴取により情報収集に努め、取締役の職務執行を監査しております。

また、内部監査室、会計監査人と緊密な連絡をとり、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「TOKAグループ 企業行動憲章」に基づき、反社会的勢力及び団体とは決して関わりをもたず、また、これらから圧力を受けた場合は毅然とした対応をとることを基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力等への対応に関する統括部署を総務部として、関係行政機関等との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集等に努め、また反社会的勢力排除に向けた社内啓発活動を行っております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	33,814	流動負債	18,991
現金及び預金	9,537	支払手形及び買掛金	7,276
受取手形及び売掛金	13,763	電子記録債務	4,056
電子記録債権	1,930	短期借入金	4,353
有価証券	0	1年内返済予定の長期借入金	1,072
商品及び製品	5,154	リース債務	295
仕掛品	480	未払法人税等	247
原材料及び貯蔵品	2,391	未払金	619
前渡金	158	賞与引当金	647
前払費用	63	役員賞与引当金	14
その他	349	その他	408
貸倒引当金	△15	固定負債	6,001
固定資産	34,135	長期借入金	4,038
有形固定資産	24,004	リース債務	733
建物及び構築物	22,999	役員退職慰労引当金	26
機械装置及び運搬具	20,719	株主優待引当金	8
工具器具及び備品	3,585	退職給付に係る負債	707
土地	7,138	資産除去債務	109
リース資産	1,256	繰延税金負債	186
建設仮勘定	2,563	その他	191
減価償却累計額	△34,258	負債合計	24,993
無形固定資産	353	[純資産の部]	
のれん	100	株主資本	44,444
その他	253	資本金	2,080
投資その他の資産	9,777	資本剰余金	2,079
投資有価証券	8,991	利益剰余金	41,668
退職給付に係る資産	115	自己株式	△1,383
長期前払費用	30	その他の包括利益累計額	△2,001
繰延税金資産	87	その他有価証券評価差額金	358
その他	568	為替換算調整勘定	△1,929
貸倒引当金	△15	退職給付に係る調整累計額	△430
資産合計	67,950	新株予約権	156
		非支配株主持分	358
		純資産合計	42,957
		負債純資産合計	67,950

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		48,217
売上原価		39,410
売上総利益		8,806
販売費及び一般管理費		8,260
営業利益		546
営業外収益		
受取利息	99	
受取配当金	53	
持分法による投資利益	695	
その他	48	897
営業外費用		
支払利息	50	
支払手数料	15	
為替差損	73	
その他	11	149
経常利益		1,293
特別利益		
固定資産売却益	12	
関係会社株式売却益	67	
国庫補助金	30	
その他	8	119
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	2	
減損損失	831	
投資有価証券評価損	0	
その他	6	842
税金等調整前当期純利益		571
法人税、住民税及び事業税	489	
法人税等調整額	△140	349
当期純利益		222
非支配株主に帰属する当期純利益		63
親会社株主に帰属する当期純利益		158

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	2,080	2,079	42,309	△1,383	45,085
当期変動額					
剰余金の配当			△799		△799
親会社株主に帰属する 当期純利益			158		158
自己株式の取得				-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△640	-	△640
当期末残高	2,080	2,079	41,668	△1,383	44,444

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	608	△1,478	△346	△1,215	134	288	44,293
当期変動額							
剰余金の配当							△799
親会社株主に帰属する 当期純利益							158
自己株式の取得							-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△250	△451	△83	△785	21	69	△695
当期変動額合計	△250	△451	△83	△785	21	69	△1,335
当期末残高	358	△1,929	△430	△2,001	156	358	42,957

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 12社
- ・ 連結子会社の名称
ミヨシ産業株式会社
東北東華色素株式会社
株式会社北陸印刷資材センター
株式会社チマニートオカ
東華油墨国際（香港）有限公司
韓国特殊インキ工業株式会社
トオカ（タイランド）株式会社
Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.
Van Son Holland Ink Corporation of America
浙江迪克東華精細化工有限公司
T&K TOKA U.S.A., INC.
Midwest Ink Co.

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 9社
- ・ 会社の名称
杭華油墨股份有限公司
安慶市杭華油墨科技有限公司
湖州杭華油墨科技有限公司
広西蒙山梧華林産科技有限公司
杭州杭華印刷器材有限公司
広州杭華油墨有限公司
浙江杭華油墨有限公司
湖州杭華功能材料有限公司
三和合成股份有限公司

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・ 会社の名称 トオカインキ（バングラデシュ）株式会社
- ・ 持分法を適用しない理由 当連結会計年度において、当期純利益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いたとしても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社チマニートオカ、韓国特殊インキ工業株式会社、東華油墨国際(香港)有限公司、トオカ(タイランド)株式会社、Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.、Van Son Holland Ink Corporation of America、浙江迪克東華精細化工有限公司、T&K TOKA U.S.A., INC.、Midwest Ink Co.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては12月31日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

・ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。）によっております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. たな卸資産

- ・ 商品・製品・半製品・原材料・主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価の切下げの方法により算定）によっております。

・ 貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価の切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産
(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	4～17年

ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
一部の連結子会社は、貸倒見積額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、主として従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ホ. 株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属
方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- . 数理計算上の差異及び
過去勤務費用の費用処理方法
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生年度より費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
- ハ. 小規模企業等における簡便法の採用
- 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
- 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- . ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段
ヘッジ対象
- ハ. ヘッジ方針
- 為替予約、通貨オプション及び金利スワップ
原材料等輸入による外貨建買入債務、外貨建予定取引及び借入金
当社の社内規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- 二. ヘッジの有効性評価の方法
- ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理
- 税抜方式によっております。
- . のれんの償却に関する事項
- のれんの償却については、主として5年間の定額法により償却を行っております。
但し、少額なものは発生時に一括償却しております。
- (5) 追加情報
- 新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）の影響に関して、当社グループでは種々の対策を講じた上で事業活動を継続しており、現時点においては、平常時と同程度の稼働を維持しております。
今後も本感染症は2021年3月期の一定期間にわたり社会・経済に広範な影響を及ぼすことが予想されるものの、さまざまな外部情報を総合的に勘案したところ、当社グループへの影響は軽微であることが見込まれるため、諸条件は平常時と同水準となるとの仮定のもと、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

持分法を適用していない関連会社であるトオカインキ（バングラデシュ）株式会社の運転資本及びL/C開設の当座借入に対して、同社株式19百万円を担保に供しております。

(2) 受取手形裏書譲渡高 63百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減損損失(百万円)
埼玉県入間郡三芳町	事業用資産	機械装置及び運搬具	11
オランダ王国	事業用資産	機械装置及び運搬具	47
	その他	のれん	96
	その他	その他(無形固定資産)	259
アメリカ合衆国	事業用資産	機械装置及び運搬具	2
	事業用資産	工具器具及び備品	3
	事業用資産	リース資産	7
	事業用資産	その他(無形固定資産)	4
	その他	その他(無形固定資産)	399

(2) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、管理会計上の区分である支店及び事業所等を基本単位としております。また、本社等の全社資産を共用資産としており、処分予定資産及び遊休資産については、原則として個々の資産単位をグループとしております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産については、収益性の低下に伴い投資額の回収が一部見込めないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

のれん及びその他(無形固定資産)については、Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.の株式取得時に策定した事業計画において想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を全額減額しております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額の算出については、正味売却価額（固定資産税評価額等を合理的に調整して算出した額）と使用価値のいずれか高い金額を採用しております。

将来キャッシュ・フローが見込めない資産については、回収可能価額を零として評価しており、割引率を使用しておりません。

(5) 減損損失の金額

減損処理額831百万円は減損損失として特別損失に計上しており、資産の種類ごとの内訳は次のとおりです。

機械装置及び運搬具	61百万円
工具器具及び備品	3百万円
リース資産	7百万円
のれん	96百万円
その他(無形固定資産)	663百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	25,055千株	－千株	－千株	25,055千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2019年6月20日開催の第77回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 399百万円
- ・ 1株当たり配当額 17.0円
- ・ 基準日 2019年3月31日
- ・ 効力発生日 2019年6月21日

ロ. 2019年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 399百万円
- ・ 1株当たり配当額 17.0円
- ・ 基準日 2019年9月30日
- ・ 効力発生日 2019年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2020年6月19日開催の第78回定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・ 配当金の総額 399百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 17.0円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月22日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

- ・ 普通株式 201,000株

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に印刷インキ製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延先については営業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようしております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期決算ごとに時価結果を取締役に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に、運転資金及び設備投資に係る資金調達です。外貨建借入金は、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、目的、範囲等を定めた社内規程に従って行っており、信用度の高い相手先のみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	9,537百万円	9,537百万円	－百万円
(2) 受取手形及び売掛金	13,763	13,763	0
(3) 電子記録債権	1,930	1,930	－
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	0	0	－
其他有価証券	2,263	2,263	－
(5) 支払手形及び買掛金	(7,276)	(7,276)	－
(6) 電子記録債務	(4,056)	(4,056)	－
(7) 短期借入金	(4,353)	(4,353)	－
(8) 長期借入金	(5,110)	(5,115)	4
(9) デリバティブ取引	(1)	(1)	－

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。なお、短期間で決済される債権は、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券、(9) デリバティブ取引

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券及びデリバティブ取引は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。短期借入金のうち当座貸越契約しているものは極度額8,622百万円で、当期末において当該契約に基づく借入実行残高は3,132百万円です。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される割引率で割引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	6,727百万円

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,805円68銭
(2) 1株当たり当期純利益金額 6円74銭

7. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

8. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2020年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、以下の通り自己株式を取得いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式の取得を行うものです。

(2) 取得の内容

①取得株式の種類	当社普通株式
②取得株式の総数	1,000,000株
③株式の取得価額の総額	715百万円
④取得日	2020年5月14日
⑤取得の方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (T o S T N e T - 3)

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	21,396	流動負債	16,165
現金及び預金	2,163	支払手形	3
受取手形	1,996	買掛金	6,066
売掛金	9,742	電子記録債務	4,056
電子記録債権	1,838	短期借入金	3,100
商品及び製品	3,263	1年内返済予定の長期借入金	1,071
仕掛品	340	リース債務	284
原材料及び貯蔵品	1,641	未払金	577
前渡金	143	未払費用	119
前払費用	48	未払法人税等	182
その他	227	前受金	6
貸倒引当金	△7	預り金	35
固定資産	32,321	前受収益	4
有形固定資産	19,990	賞与引当金	636
建物	8,608	その他	20
構築物	398	固定負債	5,381
機械及び装置	2,717	長期借入金	4,037
車両運搬具	10	リース債務	689
工具器具及び備品	366	退職給付引当金	455
土地	6,074	株主優待引当金	8
リース資産	694	資産除去債務	109
建設仮勘定	1,119	その他	81
無形固定資産	250	負債合計	21,547
特許権	8	[純資産の部]	
商標権	0	株主資本	31,657
ソフトウェア	33	資本金	2,080
リース資産	202	資本剰余金	2,079
その他	6	資本準備金	2,073
投資その他の資産	12,079	その他資本剰余金	6
投資有価証券	2,335	利益剰余金	28,881
関係会社株式	3,845	利益準備金	137
出資金	33	その他利益剰余金	28,743
関係会社出資金	2,180	研究開発積立金	11,287
関係会社長期貸付金	4,164	固定資産圧縮積立金	765
破産更生債権等	4	別途積立金	16,232
長期前払費用	28	繰越利益剰余金	458
前払年金費用	652	自己株式	△1,383
繰延税金資産	247	評価・換算差額等	356
その他	230	その他有価証券評価差額金	356
貸倒引当金	△1,642	新株予約権	156
資産合計	53,718	純資産合計	32,170
		負債純資産合計	53,718

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		38,949
売上原価		32,550
売上総利益		6,399
販売費及び一般管理費		5,842
営業利益		556
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	745	
受取賃貸料	20	
技術援助料	31	
その他	31	828
営業外費用		
支払利息	14	
貸倒引当金繰入額	1,626	
支払手数料	15	
減価償却費	7	
為替差損	104	
その他	3	1,771
経常損失		386
特別利益		
固定資産売却益	8	
関係会社株式売却益	239	
国庫補助金	30	
その他	0	279
特別損失		
固定資産除却損	2	
減損損失	11	
関係会社株式評価損	510	
その他	6	531
税引前当期純損失		638
法人税、住民税及び事業税	307	
法人税等調整額	△20	286
当期純損失		925

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金				
						研 究 開 発 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	2,080	2,073	6	2,079	137	11,287	784	16,232	2,163	30,605
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△19		19	－
剰余金の配当									△799	△799
当期純損失 (△)									△925	△925
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△19	－	△1,705	△1,724
当期末残高	2,080	2,073	6	2,079	137	11,287	765	16,232	458	28,881

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△1,383	33,382	606	606	134	34,123
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△799				△799
当期純損失 (△)		△925				△925
自己株式の取得	－	－				－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△249	△249	21	△228
当期変動額合計	－	△1,724	△249	△249	21	△1,952
当期末残高	△1,383	31,657	356	356	156	32,170

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ・子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ・その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・半製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産
定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

また、過去勤務費用については、平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… 為替予約、通貨オプション及び金利スワップ

ヘッジ対象 …… 原材料等輸入による外貨建買入債務、外貨建予定取引及び借入金

③ ヘッジ方針

当社の社内規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は税抜方式を採用しております。

(8) 追加情報

新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）の影響に関して、当社では種々の対策を講じた上で事業活動を継続しており、現時点においては、平常時と同程度の稼働を維持しております。

今後も本感染症は2021年3月期の一定期間にわたり社会・経済に広範な影響を及ぼすことが予想されるものの、さまざまな外部情報を総合的に勘案したところ、当社への影響は軽微であることが見込まれるため、諸条件は平常時と同水準となるとの仮定のもと、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 28,399百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 1,980百万円

短期金銭債務 50百万円

(4) 担保に供している資産

持分法を適用していない関連会社であるトオカインキ（バングラデシュ）株式会社の運転資本及びL/C開設の当座借入に対して、同社株式19百万円を担保に供しております。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

売上高 6,022百万円

仕入高 576百万円

営業費用 36百万円

営業取引以外の取引高 742百万円

(3) 減損損失

① 減損損失を認識した資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	減損損失(百万円)
埼玉県入間郡三芳町	売却予定資産	機械及び装置	11

② 資産のグルーピングの方法

当社、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、管理会計上の区分である支店等を基本単位としております。また、本社等の全社資産を共用資産としており、処分予定資産及び遊休資産については、原則として個々の資産単位をグループとしております。

③ 減損損失の認識に至った経緯

一部の売却予定資産については、回収可能価額が帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額の算出については、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額を採用しておりますが、売却予定資産については、契約金額に基づいた売却見込額等の合理的な見積りにより回収可能価額を算定しております。

⑤ 減損損失の金額

減損処理額11百万円は減損損失として特別損失に計上しており、機械及び装置に対するものであります。

(4) 関係会社株式評価損

特別損失に計上した関係会社株式評価損510百万円は、連結子会社のRoyal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.の株式に対するものであります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株数	当事業年度減少株数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,550千株	－千株	－千株	1,550千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	192百万円
未払費用	26
未払事業税	13
減価償却費	108
子会社債権譲渡損	69
関係会社株式評価損	154
投資有価証券評価損	76
貸倒引当金	499
退職給付引当金	463
長期未払金	24
資産除去債務	32
その他	121
繰延税金資産小計	1,784
評価性引当額	850
繰延税金資産合計	933
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	65
固定資産圧縮積立金	267
その他有価証券評価差額金	156
前払年金費用	197
繰延税金負債合計	686
繰延税金資産の純額	247

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)の割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科 目	期 末 残 高
子会社	Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸 付 (注)	217	長期貸付金	1,307
子会社	Van Son Holland Ink Corporation of America	所有 間接 100%	資金の貸付	資金の貸 付 (注)	-	長期貸付金	729
子会社	浙江迪克東華精細化工有限 公司	所有 直接 100%	出資	増資の引 受	760	関係会社株式	2,180
			資金の貸付	資金の貸 付 (注)	2,070	長期貸付金	2,067

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,362円01銭
- (2) 1株当たり当期純損失金額 39円37銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2020年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、以下の通り自己株式を取得いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式の取得を行うものです。

(2) 取得の内容

- ①取得株式の種類 当社普通株式
- ②取得株式の総数 1,000,000株
- ③株式の取得価額の総額 715百万円
- ④取得日 2020年5月14日
- ⑤取得の方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(T o S T N e T - 3)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 T & K TOKA
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田英志 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 原山精一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 T & K TOKA の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 T & K TOKA 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 T & K TOKA
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田英志 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 原山精一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 T & K TOKA の2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施にして、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社T & K TOKA 監査等委員会

監査等委員 木 田 卓 寿 ㊞

監査等委員 大 高 健 司 ㊞

監査等委員 野 口 郷 司 ㊞

監査等委員 英 公 一 ㊞

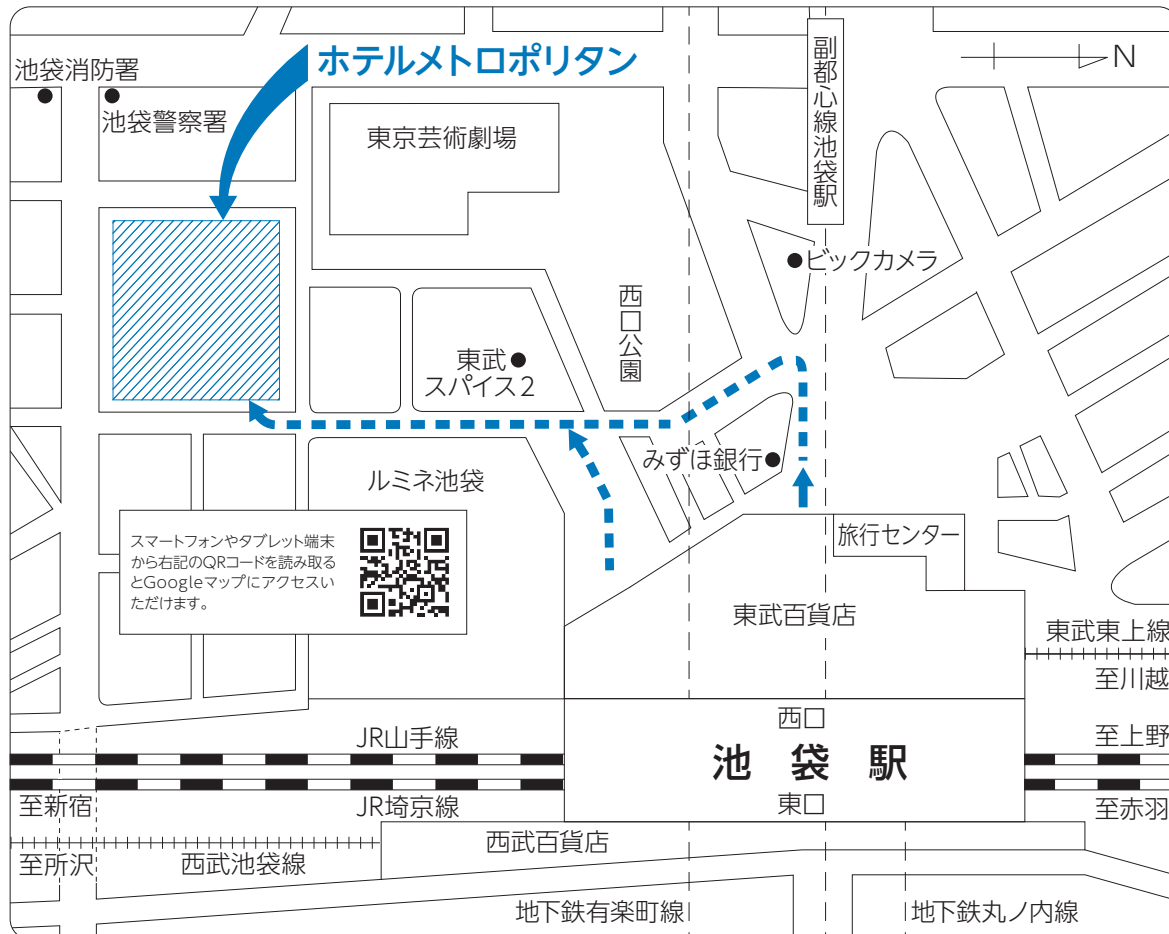
(注) 1. 監査等委員 木田卓寿、大高健司、野口郷司及び英公一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 ホテルメトロポリタン 4階 「桜」の間

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 TEL 03-3980-1111 (代表)



交通 ○地下鉄丸ノ内線、有楽町線、副都心線、西武池袋線、東武東上線、JR線
池袋駅 徒歩5分